那覇市小学生バレーボール連盟

服喪規程

（服喪に関すること）

第１条　本連盟関係者が死亡した場合は、供花を贈るとする。
　　ただし、範囲は下記のとおり。

（１）那覇小連役員
（２）那覇小連各チーム代表者
（３）那覇小連各チーム所属の選手
（４）沖縄県小学生バレーボール連盟三役
（５）沖縄県バレーボール協会三役
（６）那覇市バレーボール協会三役

（その他）

第２条　各条項に記述されていない場合は、会長判断による。

附則

１．２０２１年５月　全面改正